

入院時食事療養費（Ⅰ）及び、入院時生活療養費（Ⅰ）

「 当院は入院時食事療養費（Ⅰ）、及び入院時 生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。 」

入院時食事療養費 一部負担金についてのご案内（一般病棟）

入院時食事療養費の標準負担額（１食につき）

令和７年４月１日～

一般 （７０歳未満）	一般 （７０歳以上）	標準負担額 （１食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	５１０円	
住民税非課税	区分Ⅱ	過去１年間の入院期間が ９０日以内	２４０円
		過去１年間の入院期間が ９０日超	１９０円
該当なし	区分Ⅰ	１１０円	

病院長